

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第1項
処 分 の 概 要：過労運転に係る自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準） 道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係類型点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：

別添

処分量定の基準

前歴 の 回数	累積点数	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点 (過労運転は6点)	9点以上 (過労運転は12点 以上)
	車種				
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
1回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3回 以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

備考1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車をいう。

2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。